

**確定申告期間前のご案内**  
 担当 市民税課  
 ☎046(252)8893  
 ☎046(255)8550

**大和税務署での確定申告と相談**

大和税務署では、確定申告書作成会場を開設します。申告書などは大和税務署で配布します(国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロード可)。  
 また、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用しての電子申告も可能です。詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

○とき 2月16日(金) 3月15日(木)▽受け付け 午前8時30分～午後4時(土曜・日曜日、休日を除く) 9時～午後5時(土曜・日曜日を除く)

○相談期間 2月16日(金) 3月15日(木)▽第一部 午前9時～10時15分▽第二部 午前10時15分～11時30分▽第三部 午後1時～2時15分▽第四部 午後2時15分～3時30分

○ところ 大和税務署(大和中央5-14-22)

**税理士会の確定申告無料相談**

○とき 2月6日(火) 7日(水)▽午前の部 午前9時～正午▽午後の部 午後1時～3時30分

○ところ 市役所5階5-1会議室

○内容 所得税および復興特別所得税の相談、小規模納税者の個人消費税の相談

○対象 小規模納税者、年金受給者、給与所得者

**市役所での確定申告相談**

市では、事前予約制の確定申告相談を実施しています(申告書提出のみの方は予約不要)。

**予約専用ダイヤル ☎046(252)8893**

**注意事項**  
 ● 予約受付開始まで通じません。  
 ● 予約専用ダイヤル以外では予約できません。  
 ● 予約受付開始日は混み合うので、避けてください。

**予約受付期間** 2月2日(金)～3月15日(木)

午前9時30分～午後3時30分(土曜・日曜日、休日を除く)

**相談期間** 2月16日(金) 3月15日(木)▽第一部 午前9時～10時15分▽第二部 午前10時15分～11時30分▽第三部 午後1時～2時15分▽第四部 午後2時15分～3時30分

**公的年金などの受給者**

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の金額が20万円以下の方は所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がありません。ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受ける方は、確定申告書を税務署へ提出する必要があります。

**相談できる申告** 平成29年分の給与所得および公的年金所得(個人年金、その他雑所得を除く)の申告

○相談できない申告 平成28年分以前の申告、事業・不動産・譲渡・配当・一時・雑所得など(公的年金所得を除く)の申告、寄付金控除の申告、住宅借入金等特別控除の申告

**相談できない申告** 平成28年分以前の申告、事業・不動産・譲渡・配当・一時・雑所得など(公的年金所得を除く)の申告、寄付金控除の申告、住宅借入金等特別控除の申告

また、住民税の申告について控除などを追加する場合は、添付資料を持参し市役所へ申告する必要があります。詳しくは、担当へお問い合わせください。

**医療費控除の改正**

平成29年分の確定申告から、領収書添付または提示に代えて、「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。

なお、平成29～31年分の確定申告については、医療費の領収書添付または提示でも可能です。

● 医療費の領収書は、自宅

で5年間保存する必要があります。

● 申告に用いる、医療保険者から交付を受けた医療費通知には、被保険者などが支払った医療費額などが記載されている必要があります。

● 医療費通知を添付すると、明細書の記入を一部省略できます。

**マイナンバーが必要です**

確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です。また、申告書提出の際には、マイナンバーおよび本人確認書類の写し(マイナンバーカードは表・裏面)を添付してください。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です。また、申告書提出の際には、マイナンバーおよび本人確認書類の写し(マイナンバーカードは表・裏面)を添付してください。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

**確定申告に関する問い合わせ先**

**大和税務署**  
 ○住所 〒242-8567大和中央5-14-22  
 ○電話 ☎046(262)9411  
 ※車での上着はご遠慮ください。

**B型肝炎給付金**

**「早めの請求」が必要な3つの理由とは?**

2つとも当てはまる方は、政府から給付金がもらえる可能性があります。対象者が「母子感染した方や、ご遺族(相続人)も対象となります。給付金額は、死亡・肝がん3600万円、軽度の肝硬変2500万円、慢性肝炎1250万円など。

ご自身が「対象者かも?」と思われる方は、早めの請求をご検討ください。その理由は次の3つです。

理由① 請求に必要な病院のカルテ等は、時間がたつと廃棄され手に入らなくなる可能性がある

理由② 請求から給付まで1年以上かかる可能性がある

理由③ 病気の発症から20年以上経過すると給付金が約4分の1に減額される

対象者になりそうかどうかは、当事務所の無料電話相談で簡単にご確認いただけます。お気軽にお電話ください。

神奈川弁護士会・東京弁護士会所属弁護士法人マイタウン法律事務所  
 神奈川県横浜市中区二俣川1-2-2 二宮ビル3階  
 弁護士吉岡津

**無料電話相談**  
 0120-918-862  
 平日9:00～17:30  
 相談件数4,600件以上※平成29年10月末日現在

**座間市民のみならず**

**19万円(税別)以外は一切かかりません**

「葬儀にお金をかけられない」、「故人の遺言で」などさまざまな理由があり、通夜・告別式を行わない「火葬のみ(直葬)」を希望する人が増えています。国保の方は、葬祭費5万円が後日支給されますので、実質15万円ほどで葬儀を行います。プランの詳細や資料送付希望など、お気軽にご相談ください。

**シンプル直葬プラン 19万円(税別) 追加料金不要**

こんな方へ選ばれています。  
 ◆年金生活で、葬儀後の生活が心配  
 ◆病院の医療費がかさんでしまった  
 ◆身内が少ないのでしめやかに  
 ◆生活保護を受けている など

●安心の会入会 生前予約受付中  
 ●出張事前相談(無料)

**ししくらセレモニー**  
 家族葬・人形供養のことなら  
 大和市深見東1-4-21  
 ☎046-289-2828

**公的年金等の源泉徴収票**

国民・厚生年金などの、老齢・退職を支給事由とする公的年金などには所得税が課せられます。毎年1月中旬に、「公的年金等の源泉徴収票」を日本年金機構から送付しています。確定申告の際に必要なとなりますので、大切に保管してください。

◆源泉徴収票紛失時の連絡先  
 ねんきんダイヤル☎0570(05)1165 (IP電話、PHSは☎03(6700)1165)または厚木年金事務所☎046(223)7171  
 担当 国保年金課 ☎046(252)7035 ☎046(252)7043